

## 申請者・利用者の皆様へのお願い

長野県が行うヤングケアラー支援対策推進事業（外国語対応通訳派遣支援）を利用される皆様への注意内容は、次の事項のとおりです。ご確認をお願いします。

この事業は、ヤングケアラーの負担軽減を図るため、派遣申請に基づき、通訳者が派遣されます。

これは、日本語が第一言語でない家族のため、子どもが学校を休んでその家族の通訳を担う場面（行政手続きや病院の通院など）に通訳者を派遣することで、その子ども自身の学びの機会の確保や精神的負担の軽減などを図るために行われるものです。

- 1 派遣される通訳者は、ヤングケアラーに代わり言語の通訳をします。申請内容以外の依頼（翻訳や書類の代筆等）はできません。なお、子どもが同席する場面で通訳が必要な場合は、福祉や教育の関係者が関わる支援会議にて、支援方法を検討します。
- 2 通訳者はボランティアとして誠実に通訳を行いますが、通訳過誤があった場合でもそれに係る賠償責任は一切負いません。通訳を伴う判断については、利用者がしっかり考えた上、利用者自身で決定されるようお願いいたします。
- 3 通訳者の派遣依頼は、その都度申請が必要です。そのため、通訳者に次回の予約や個人的な通訳の依頼はできません。連絡先の交換も止めてください。加えて、申請者や利用者が、通訳者の車両と一緒に乗ることはできませんので、通訳者は派遣先や自宅などへの送り迎えはできません。
- 4 通訳派遣により知ることになったケアラー当事者や家族等、通訳者の情報は、関係者以外の人に知らせず、他人に話さないでください。

申請・問い合わせ先 社会福祉法人長野県社会福祉協議会

ヤングケアラーコーディネーター TEL 026-228-4244